

改正「省エネルギー法」の概要

(社)日本電気技術者協会 事務局

改正の背景

1979年(昭和54年)に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が、工場や建築物、機械・器具についての省エネルギーを進め、効率的に使用するために制定されました。

この省エネ法により工場・事業所のエネルギーの管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策が定められ適用されてきました。一方、原油などエネルギー価格の高騰が国民生活に大きな影響を及ぼしていると共に、地球温暖化対策が今まで以上の推進を強く求められており、国全体で一層の省エネを必要とされている状況下で、経済産業省は、産業部門に加えて、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門での対策を強化するために、改正したものです。(第1表)

改正のポイント

現行法では、工場やオフィスなどに関する省エネ対策に関して、大きな工場・オフィスに対して義務付けている工場単位のエネルギー管理業務を、改正法では産業部門だけでなくオフィスやコンビニエンスストアなどの業務部門にも拡大しています。

具体的には、事業者単位(企業単位)のエネルギー管理業務を導入するほか、フランチャイズチェーンについても一事業者としてとらえ、事業者単位に対するものと同様の規制をします。

一方、住宅や建築物に関する省エネ対策に関して、家庭・業務部分における省エネ対策を強化します。

具体的には、現行法で大規模な住宅や建築物(2,000㎡以上)を建築しようとする者などに課せられている、省エネの取り組みに関する届け出の提出義務が一定の中小規模の住宅や建築物にも課せられます。

また、大規模な住宅や建築物に関する担保措置を強化し、特定行政庁による指示や公表に加えて命令ができるようにします。

具体的には、大規模な建築物が空調設備の効率使用を怠り省エネ対策を行っていない時などは改善命令をできるようにすると共に、従わない場合は罰金を課すことができます。

このほか、住宅を建築・販売する事業者に対して、住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入します。特に、多くの住宅を建築・販売する事業者に対して、勧告や命令などの措置も定めます。また、住宅や建築物の省エネ性能の表示などを推進します。

第1表 改正省エネルギー法の概要

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネルギー法)の改正法が平成20年5月30日に公布された。次表にその概要を示す。なお、法改正の具体的な事項の詳細は、法施行期日までに政省令の制定により示される。

改正前・後の区分 対策の区分	(改正前)	→	(改正後)
1. 工場・オフィス等に係る省エネルギー対策の強化	・一定以上の大規模な工場に対し、工場単位でエネルギー管理業務を実施すること。	⇒	事業者単位の規制体系の導入 ①事業者(企業)単位のエネルギー管理業務を導入する。 ②フランチャイズチェーンについても、一事業者として捉え、事業者単位の規制を導入する。 これらにより製造業を中心とした工場だけでなく、オフィスやコンビニ等の業務部門における省エネルギー対策を強化する。
	—		その他の措置 各企業の省エネルギーの取り組みについては、次の状況を勘案して総合的に評価することを規定する。 ①業種毎の省エネルギーの状況(セクター別ベンチマーク策定)。 ②複数の事業者が共同して省エネルギー対策を行う取組(共同省エネルギー事業)。
2. 住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化	・大規模な住宅・建築物(2000㎡以上)の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等。	⇒	①大規模な住宅・建築物(第一種特定建築物)に係る担保措置を強化(指示、公表に加えて命令を導入)する。 ②一定の中小規模の住宅・建築物(第二種特定建築物)も届出等の対象に追加する。 ③住宅を建築し販売する事業者に対し、住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入(多数の住宅を建築し販売する者には、勧告、命令等による担保)する。 ④住宅・建築物の省エネ性能の表示等を推進する。 ⑤登録建築物調査機関による建築物の省エネ措置の維持保全状況に係る調査を制度化し、当該機関が維持保全状況について、判断の基準に適合すると認めた特定建築物に係る維持保全状況の報告を免除する。又当該調査を行う調査員に対し、登録講習機関が講習を実施する。 これらにより家庭・業務部門における省エネルギー対策を強化する。

注) 法律施行日は、平成21年4月1日、ただし一部の規定(工場等に係る措置等)については平成22年4月1日から施行するものとする。